

佐賀県庁舎等維持管理業務委託低入札価格調査制度事務処理要領 新旧対照表

次の表に掲げる要領の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
1～2 (略)	1～2 (略)
3 低入札調査基準価格の設定基準 低入札調査基準価格の設定基準は、予定価格に<u>3分の2</u>を乗じた額とする。	3 低入札調査基準価格の設定基準 低入札調査基準価格の設定基準は、予定価格に<u>10分の8</u>を乗じた額とする。
4～10 (略)	4～10 (略)
11 調査による判断指針（失格基準） (1) (略) ① (略) ② 必要な資格を有する作業責任者を<u>常時</u>配置することが困難と認められるとき。 ③～④ (略) (2) (略)	11 調査による判断指針（失格基準） (1) (略) ① (略) ② 必要な資格を有する作業責任者を配置することが困難と認められるとき。 ③～④ (略) (2) (略)
12～15 (略)	12～15 (略)